

國學院大學學術情報リポジトリ

三峯神社本殿・拝殿葺材の歴史的変遷：
近世中・後期の建築過程を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川田, 大晶, Kawata, Hiroaki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000727

三峯神社本殿・拝殿葺材の歴史の変遷

―近世中・後期の建築過程を中心に―

川田大晶

はじめに

埼玉県秩父市西端部、奥秩父の山中に鎮座する三峯神社は、伊弉諾尊・伊弉册尊の二柱の神を祀る神社であり、境内の中心となる社殿に、二神を祀る一間社春日造の本殿と、参拝者が祈禱を受ける拝殿がある。

昭和四十年（一九六五）に社務所から発行された概説書『三峯山』（三峯神社誌編纂室編）では、本殿・拝殿の修復再建をはじめ、神仏をまつる建物の建築の変遷が説明されている。同

書では、本殿の屋根が、元禄十四年に柿葺から檜皮葺に改変され、その後、元文元年に銅瓦葺、弘化四年に赤銅葺へ変更されたと書かれている。一方、拝殿は寛政十二年の再建時に檜皮で葺かれ、弘化三年の修復時に銅屋根へ改変されたと説明している。

ただ、同書で説明される屋根の変遷の典拠は「当社所蔵文書によると」と記されているのみで、典拠となる歴史資料が十分に示されているとは言い難い^①。近年は、建築学において、社殿の変遷を明らかにする研究が進められている〔木村・大木・渡辺 二〇一八〕〔大木・加藤・功刀・渡辺 二〇一九〕。しかし

ながら、屋根葺材の変遷は、管見の限り、十分に明らかにされているとは言えないだろうか。筆者は、社殿建築の意匠において、とくに屋根は、建築者の意向が少なからず反映されるものと推測しており、葺材の歴史の変遷を正確に把握することが、近世における三峰山（以下、神社を含めた境内を「三峰山」とする）の組織や信仰内容を明らかにする上で、重要な手がかりになると考えている。

このような観点から、本稿では、近世中期から後期にかけての、三峯神社本殿・拝殿の屋根葺材の変遷を、神社所蔵の歴史資料をもとに、可能な限り明らかにしていきたい。なお、本稿では、史料中の傍註は、補註「（）」、校訂註「〔〕」で示した。また、正字体は、適宜、通行字体に改めた。

一、江戸時代中期の修復

本節では、三峯神社本殿・拝殿の江戸時代中期における屋根の実態を、次の二点の史資料から明らかにしていきたい。

一点目は、元禄期の普請（以下、本稿では「普請」を建築の意で使用する²）の覚書である。その史料は、元禄十三年（一七〇〇）正月二十八日、秩父盆地の大宮郷阿呆村（現秩父

市大字阿保町付近）屋根屋の加兵衛と、同村請人の根岸勘左エ門が、三峰山住持一如法印へ宛てた普請の覚書である。

本史料は、縦三・一八糎×横二〇・五糎の墨書された一枚物で、封紙（縦三三・〇糎×横二三・五糎）に包まれている。封紙には「元禄十三年今明治廿二年迄百九十年」と記されており、この封紙が明治二十二年（一八八九）に作成されたもので、同年に覚書が包まれたと考えられる³。封紙も含めた覚書の記載は、以下の通りである。

〔^{（返ワハ書）}御本社拝殿屋根替

受取之証

元禄十三年今明治廿二年迄百九十年〕

覚

一、三峯山大権現様御社儀、五間四面^{（櫓皮葺）}ひわた吹極上二吹并拝殿五間半二式間半^{（櫓皮葺）}こけら吹、又御幣殿式間半に式間^{（櫓皮葺）}ひわた吹、以上、
三ヶ所也、極上に吹立、急度出来可仕候、細工代七拾両
二相定申処、実正明白也、爲前金只今金子拾五両、儘二
請取申候、残金ハ御宮出来前後迄二、入用次第受取可申
候、細工之儀不入念候ハ、何分に茂御指図次第第二可仕

候、檜皮・こけら板之儀ハ、御寺様分出申筈ニ御座候、人足・大工茂御寺様分出申筈ニ相定申候、惣而当年已之年迄に成就可仕候、爲後日仍證文如件、

秩父郡大宮郷阿呆村

元禄十三辰之正月廿八日

屋根や加兵衛[㊦]

請人同村老百姓

根岸勘左エ門[㊦]

三峯山別当観音院住持一如法印様参

〔横山 一九九八 史料番号六七六〕

屋根の葺き替えを請け負った加兵衛と根岸勘左エ門は、代金が金子七十両に定まり、うち十五両を着手金として領収し、残金が入用に応じてその都度受け取る、といった内容である。金子「拾五」両と記された箇所には、差出人加兵衛の押印があり、着手金がたしかに受領されたことが確認できる。なお、檜皮や柿板、人足や大工は、三峯山が用意する手筈であるというが、元禄十三年正月二十八日の時点で、必要な資材と労働力が調達されていなかったか、あるいは調達される見込みが無かったため、加兵衛と根岸勘左エ門は、住持一如法印へ伺いを立てたのだろう。

本史料は、江戸時代中期の三峯山と工匠との関わりを知る上で重要な歴史資料であるが、ここで注目される点は、元禄期の三峯神社の社殿が、本殿・拝殿・幣殿から構成されていたことが、本史料によつて明らかになったことである。社殿の屋根は、本殿（五間×五間）と幣殿（二間半×二間）を檜皮で、拝殿（五間半×二間半）を柿板で葺き替える予定であるという。

この後、屋根の葺き替えが行われたか、本史料から十分に判断することは難しい。ただ、請書の提出から二年後、元禄十五年（一七〇二）十月十三日付の「熊野三山検校御教書」では、社殿の修復をよろこび、観音院へ木蘭色衣の着用が許可されたと記されている〔横山 一九八四 史料番号七〕。本史料から、元禄十三年正月二十八日時点で予定されていた建築内容に変更が無ければ、遅くとも元禄十五年十月頃までに、本殿と幣殿は檜皮で、拝殿は柿板で葺き替えられたと推測する。

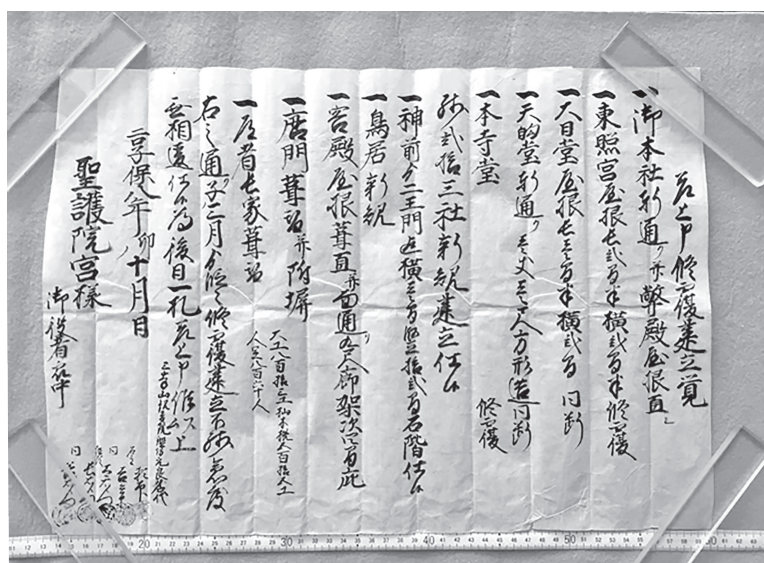
元禄十六年正月九日、住持一如法印が遷化し、後住に覚雄法印が就任した。しかし、覚雄もまた宝永七年（一七一〇）正月七日に遷化する〔横山 一九八四 史料番号三〕。その後、三峯山は無住の状態となり、本山派江戸役所大聖院の看坊となる〔横山 一九八四 史料番号三〕。覚雄の遷化から八年後の、享保三年（一七一八）正月、三峯山の門前村名主以下惣百姓は

後住の補任を願ひ、京都聖護院の役人衆へ宛てて、秩父郡薄村（現秩父郡小鹿野町両神薄付近）法養寺先住の元良を、一山の後住に推薦した〔横山 一九八四 史料番号八〕。同年九月には、元良みずから、境内の修復を行うことを誓ひ、後住への補任を聖護院へ願ひ出ている〔横山 一九八四 史料番号九〕。

では、実際に境内の修復工事は着工されたのであろうか。着工されたのであれば、屋根の建築は、どのような変遷をたどったのだろうか。

そこで着目したいのが、二点目の史資料である。その史料とは、享保八年十月に、元良の名代頼印以下、門前村の名主・組頭が、聖護院の役人衆へ宛てた普請の覚書の控である〔5〕。本史料は、縦三三・〇糎×横四六・五糎の墨書された一枚物で、横山晴夫校註『三峯神社史料集 第一巻』に翻刻が掲載されている〔横山 一九八四 史料番号一〇〕。

本史料の末文には、「右之通」、子三月分段々修復建立、不残急度無相違仕候」と記されている。享保期の子年は、享保五年（一七二〇）か、あるいは十七年（一七三二）である。本史料は享保八年に差し出されたものであるから、時間の経過から判断すれば、享保八年以前の子年、つまり享保五年を指すと考えられる。この点から、社殿の修築が、享保五年から同八年にか



〈写真1〉「看坊名代頼印等修復書上控」
 (秩父宮記念三峰山博物館蔵・筆者撮影)

けて行われたと考えられる。

これらの点を踏まえた上で、本史料の内容を見てみたい。冒頭では、御本社の「軒通」と幣殿屋根の修復が行われたことが記されている。御本社は、本殿か、あるいは拝殿・幣殿を含めた社殿を指していると考えられる。ただ、御本社の直後に記されている「軒通」については、意味が判然としない^⑥。また、幣殿の屋根は修復が行われたことが確認できるものの、屋根の葺材は確認できない。ただし、普請に奉仕した大工や屋根屋へ支払う賃金等の事項が記された覚書『三峯山修復覚帳控』では「一、幣殿、式間四面」と記され、その左に「右二ヶ所檜肌屋根、軒返り葺直シ」と記されている〔横山 一九八四 史料番号一一〕。享保八年時点で、幣殿は檜皮葺であったことが確認できる。

では、本殿と拝殿の屋根葺材は、どのような変遷をたどったのであろうか。一山の由緒の要項や祭礼日、建物の竣工年、施工者名などの事項が記された『三峯山観音院記録下書』では、「御本社葺替、銅瓦成」と記され、その下に「享保十一年丙午年」、施工者名に「丹波山領何某」及び「当郡横瀬村何某」と記されている〔横山 一九八四 史料番号三〕。御本社が具体的にどの社殿を指しているか定かでないが、享保十一年

(一二二六)に、本殿・拝殿・幣殿のうち、いずれかの社殿が銅瓦屋根へ変更されたと見てよいのではない^⑦。

『三峯山観音院記録下書』に記された年紀は、安永三年(一七七四)十一月の日照法印の隠居記事で終了しており、本書は、この頃まで書き継がれた記録と考えられる。銅瓦への葺き替えに関する記事は、享保十一年当時に書かれた記事であらうか。

この点について手がかりとなるのが、本記事よりも前段に記されている、日光法印の事蹟に関する記事である。その記事では、日光が寛保三年(一七四三)二月に隠居したことが記されている。このような内容の記事は、少なくとも日光隠居後でなければ書けない記事であり、この記事よりも後段で記されている御本社屋根の銅瓦への変更に関する記事は、早くとも寛保三年以降に書かれたものと考えられる。銅瓦への葺き替えが行われたのは享保十一年であったと考えられるが、このことが『三峯山観音院記録下書』に記録された年代は、寛保三年以降であったと考えられる。

二、江戸時代後期の修復再建

前節では、江戸時代中期における社殿の葺材の変遷について考察を進めてきたが、その後、本殿・拝殿屋根の葺材は、どのように遷り変わっていったのだろうか。本節では、江戸時代後期における変遷を明らかにしていきたい。

屋根の実態について手がかりとなる史料に、境内の日々の動静や年中行事、江戸の本山役所との交渉の模様などが記録された『日鑑』と称する寺務日誌がある。本史料は、美濃紙の二つ折りを厚紙の表紙で綴じ、一年ごとにまとめられた冊子で、安永八年（一七七九）以降、神札の授与などの寺務を担当する札場の役人によって書き継がれた記録である。

本史料の表題は年ごとに異なり、『日鑑』のほかに、『日記』『札場日記』『札場日鑑』『役寮日鑑』等の表題がある。本稿では、論述の都合上、これらの表題をまとめて『日鑑』とする。なお、本稿で引用する『日鑑』の記事は、横山晴夫校註『三峯神社日鑑』に掲載された翻刻を引用する。

はじめに、本殿の屋根に関する記録を確認していきたい。文政六年（一八二三）十一月十日条では、「御本社家根替成就二付、

（下略）」〔横山 二〇〇三 三二頁〕と記されており、御本社
の屋根替が竣工したことが確認できる。ただ、屋根替が行われ
た御本社が、具体的にどの社殿を指しているか、本記述からは
判然としない。

しかし筆者は、次の記事から、屋根の修復が行われた社殿を
推測することが可能と考える。

一、御本社屋根替二付、寅刻御遷座御神事二付、赤飯・白飯・
神酒・香花・灯明等ヲ献備、老旦^{（日後）}那御出席、当旦^{（日雅）}那者御
脳^{（日）}二付、無御出席候、御内陣者、峯寿院・法蓮院二而守
り奉ル、右之後三十三供奉備ル、。今日夕御飯宮二被為
遊御鎮座候間ハ、毎日仁王会修行之旨被仰出事、尤毎日
御出席也、

〔横山 二〇〇三 一四頁〕

本記事は、文政六年四月二十五日条の記事で、御本社^{（日）}の屋根替
に伴う遷座の神事についての記録である。本記事の内容は、以
下のようにまとめられる。寅刻（午前四時頃）、赤飯・白飯・
神酒・香花・灯明などの供物が献備された。祭典には先代の住
持日俊が参列し、住持日雅は病のため欠席した。内陣は、役僧

の峯寿院・芳蓮院がこれを守護し奉り、遷座の後に三十三供が供えられ、この日から神体が仮宮に鎮座している間は、毎日、仁王会の修行を行う旨が仰せ出されたという。

ここでは、遷座の神事が行われている点に注目したい。周知のように、遷座の目的は、社殿の修復再建に伴い神体を移動することである。遷座が行われたことから、屋根替が行われた社殿に、少なくとも本殿が含まれていたと考えられる。遷座の祭儀に僧侶が奉仕する事例は、中世後期の御流神道の次第などに見られる〔松尾 二〇〇〇〕。近世の三峰山においても遷座の神事に奉仕したのは、神主や神職ではなく、高雲寺の僧侶であった。ただ、『日鑑』では、文政六年時点での本殿屋根の葺材に関する記録は確認できない。

一方、拝殿の屋根は、どのような変遷をたどったのであろうか。寛政九年（一七九七）五月に、大工棟梁が三峰山の役僧へ差し出した建築代金の請取證文「拝殿随神門細工請取證文」によれば、竣工予定の新拝殿の規模は、四間半×七間であった〔横山 一九九八 史料番号七一九一〕。證文の提出から三年後、寛政十二年七月五日には、新拝殿の上棟が行われた〔横山 二〇〇一 四〇四頁〕。ただし、寛政十二年時点の拝殿屋根の葺材について、手がかりとなる史料は、現時点では管見の限り

確認できない。

しかし筆者は、次の史料から、江戸時代後期における拝殿屋根の実態を、少しでも明らかにすることが可能であると考ええる。

〔端裏書〕
「丙午春御拝殿銅葺請取證文 観宝僧正代」

請負證文之事

一、今般御拝殿屋根赤銅板葺被仰付、難有奉存候、葺手間其外別紙積り書之通り、御請負奉申候處相違無之候、然上者、下地出来次第取懸り、當五月中、全備候様精々仕候、爲後日請負證文、依而如件、

江戸大門通

弘化三年三月八日

請負人半兵衛⑨

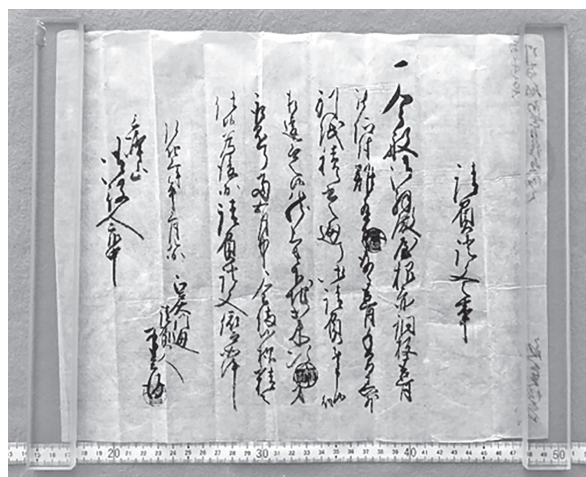
三峯山

御役人衆中

〔横山 一九九八 史料番号八三〇—一〕

本史料は、縦二七・五糎×横三三・三糎の墨書きされた一枚物で、弘化三年（一八四六）三月八日に、江戸大門通の半兵衛が、三峰山の役人衆へ宛てて差し出した普請の請負證文である。

本史料の端裏書には「丙午春御拝殿銅葺請取證文 観宝僧正



〈写真2〉「拝殿銅葺請取證文」
(秩父宮記念三峰山博物館蔵・筆者撮影)

代」と記されているが、弘化三年時点で、観宝の僧官は権僧正であった。『観宝任官上京日記』によれば、観宝が僧正宣下を受けたのは、安政二年（一八五五）のことである（横山一九八六 史料番号一六五）。この点から、證文は弘化三年、観宝の代に墨書されたものであるが、端裏書は安政二年以降、観宝が住持職を退いた後に墨書されたと考えられる。端裏に書き入れられた時点で観宝はすでに住持職を退いており、先代の事蹟であったことから、「観宝僧正代」という書き方をしたのである。

江戸の半兵衛が、普請を請け負ったことがわかる重要な史料であるが、ここでは三峰山から江戸の工匠へ、拝殿の屋根に赤銅板葺が仰せ付けられていることに注目したい。『日鑑』によれば、同年閏五月十日に、拝殿の銅板への葺き替えが竣工したことが確認できる（横山 二〇〇四 三三六頁）。寛政十二年時点での拝殿の葺材は不明だが、遅くとも弘化三年には、拝殿の屋根は銅板で葺かれていたことになる。

三、総括

ここまで、江戸時代中期から後期にかけての、三峯神社社殿

の屋根葺材の変遷を明らかにしてきたが、その後、社殿の屋根はどのような変遷をたどったのであろうか。

大正六年（一九一七）に社務所から発行された神社の概説書、江森泰吉著『三峰大観』では、本殿の建築について、「寛文元辛丑年の再建にて、銅瓦葺 両棲入母屋千鳥破風、五手組二重極木の唐破風造にて」（江森 一九一七 七二頁）と説明され、大正六年の時点で、すでに本殿の屋根は銅瓦葺であったことが確認できる。現在の本殿は銅板葺屋根であるが、朝日則安氏（秩父宮記念三峰山博物館館長）は「昭和三十年代以前と現在とは三峯神社の建物は変化しているところがあり」と指摘している（朝日 二〇一七）。大正期から、現在のような社殿建築に至るまでの間に変遷があったと考えられ、この点については、今後の課題としたい。

本稿で明らかになった変遷を改めて整理すると、表のようになる。

三峯神社の社殿は、元禄十三年の時点で本殿・拝殿・幣殿から構成されていた。本殿の屋根は、檜皮葺（元禄十五年十月頃）→銅瓦葺（大正六年）という変遷をたどり、拝殿は、柿板（元禄十五年十月頃）→赤銅板（弘化三年）という変遷をたどったことが明らかになった。ただ、元禄期の建築の

内容は、当初、予定されていた内容の通りに普請が行われた場合である。また、本殿・拝殿・幣殿のうち、いずれかの社殿は、享保十一年に銅瓦で葺かれたと考えられる。

このような変遷の背後には、いかなる理由があったのだろうか。官撰地誌『新編武蔵風土記稿』では、神領三峰村について記した中で、十九世紀前半の三峰山周辺の気象について、「土地霧深く雪多し、雷や風はげしき所なり」と記されており、境内社殿の管理は困難を極めたことであろう。このような気象に加え、とくに檜皮屋根は、一般的に二十年前後の間隔で葺き替えが必要であり、近世の地方神社では、実際に、およそ二十年の間隔で葺き替えが行われたと考えられている（山口 二〇一一）。そのため、檜皮屋根ほど葺き替えに手間がかからない金属製葺材が選択されたのではないかと。

ただ、瓦型銅板屋根への変更に、高雲寺の僧侶が主導して行われている。経済的な要因のみで改修されたものだろうか。

高雲寺僧侶の具体的な意識が読み取れる歴史資料が現時点では確認できないが、伊東忠太氏が指摘しているように、古来の神社建築の特徴のひとつに、神社本殿の屋根を瓦で葺かない点が挙げられる（伊東 一九四二¹⁰）。金属製の葺材が採用されたこと自体は、葺き替えの手間を考慮した措置であったとしても、

表 三峯神社の社殿葺材の変遷 (筆者作成)

	竣工年	建造物 (葺材)	修復再建の内容	典拠
1	～元禄15年 (1702) 10月頃	本殿 (檜皮) 拝殿 (柿) 幣殿 (檜皮)	「熊野三山檢校御教書」の記述から、元禄13年 (1700) 1月28日時点ですでに建築内容に変更が無ければ、屋根替は元禄15年10月頃までに竣工したと考えられ、本殿 (5間×5間)、幣殿 (2間半×2間) は檜皮で、拝殿 (5間半×2間半) は柿板で葺かれたと推測する。	①「熊野三山檢校御行書」元禄15年10月13日〔三峯神社史料集第1巻、史料番号7〕 ②「本社・拝殿・幣殿屋根替請書」元禄13年1月28日〔三峯神社史料集第7巻、史料番号676〕
2	享保8年 (1723)	御本社 幣殿 (檜皮)	御本社の軒通りと幣殿の屋根の修復。御本社の建築内容については定かでないが、『三峯山修復書上控帳』の記録から、少なくとも幣殿 (2間×2間) は檜皮で葺き替えられたことが確認できる。	①「看坊名代頼印等修復書上控」享保8年10月〔三峯神社史料集第1巻、史料番号10〕 ②「三峯山修復書上控帳」享保8年11月〔三峯神社史料集第1巻、史料番号11〕
3	享保11年 (1726) ※記録された年代は、寛保3年 (1743) ～	御本社 (銅瓦)	御本社の屋根が銅瓦へ葺き替えられたことが確認できる。ただ、御本社が本殿・拝殿・幣殿のうち、いずれの社殿を指しているか定かでない。また、このことが『三峯山観音院記録下書』に記録された年代は、寛保3年以降と考えられる。	『三峯山観音院記録下書』〔三峯神社史料集第1巻、史料番号3〕
4	寛政12年 (1800)	拝殿	拝殿の再建。再建予定の拝殿の規模は、「拝殿随神門細工請取證文」によれば4間半×7間。寛政12年に竣工したこととの根拠は『日鑑』の記録による。ただ、屋根の葺材に関する記述は確認できない。	①「拝殿随神門細工請取證文」寛政9年 (1797) 5月〔三峯神社史料集第7巻、史料番号719-1〕 ②「日鑑」寛政12年閏4月11日条・7月5日条〔三峯神社日鑑第1巻〕
5	文政6年 (1823)	御本社	御本社の屋根替。遷座の神事が行われている点から、葺き替えが行われた社殿に、少なくとも本殿が含まれていたと考えられる。	『日鑑』文政6年4月25日条・4月28日条・5月22日条・11月10日条〔三峯神社日鑑第4巻〕
6	弘化3年 (1846)	拝殿 (赤銅板)	拝殿の屋根が銅板で葺かれた。弘化3年に竣工したこととの根拠は『日鑑』の記録による。	①「拝殿銅葺請取證文」弘化3年3月8日〔三峯神社史料集第7巻、史料番号830-1〕 ②「日鑑」弘化3年閏5月10日条〔三峯神社日鑑第6巻〕
7	～大正6年 (1917)	本殿 (銅瓦)	本殿の屋根が、遅くとも大正6年には銅瓦葺であったことが確認できる。	江森泰吉著『三峰大観』大正6年 ※初版は大正5年 (1916)

その意匠に瓦型の銅板が用いられている点は、高雲寺僧侶の建築に対する意識を考察する上で重要な事項であると考えている。この点については、さらに史資料を収集し、検討する必要があると考えている。

おわりに

本稿では、江戸時代中期から後期にかけての、三峯神社本殿及び拝殿の屋根葺材の変遷を、史資料から可能な限り明らかにすることができた。

本稿で主題とした神社社殿の屋根葺材の変遷については、代表的な研究に、寺院の鎮守社での本瓦葺の出現や、地方神社における茅葺・柿葺から瓦葺への変化を論じた三浦正幸氏の研究〔三浦 二〇〇八〕。埼玉県東松山市箭弓稲荷神社社殿の復原を行う過程で、安政五年（一八五八）の拝殿・幣殿屋根の棧瓦への変更、明治二十九年（一八九六）頃に本殿屋根が銅瓦へ変更されたことを論じた横山晋一氏の研究〔横山 二〇一六〕。

日光二荒山神社本殿の屋根が、寛文二年（一六六二）に、植物性材料の屋根から本瓦型銅板葺に改められたことを指摘した高橋俊雄氏の研究〔高橋 二〇二〇〕が挙げられる。とくに横山

氏の研究では、本殿屋根が銅瓦へ葺き替えられた点について、本殿の恒久維持を目的として作成された寄付行為願い書を取り上げている。

一方、本稿で扱った三峯神社本殿及び拝殿の屋根葺材の改修は、高雲寺の僧侶が主導して行われたものであった。この点で、屋根の葺材が改修された背景や意味合いが若干異なるものと推測する。とりわけ銅瓦屋根への変更については、たとえ瓦型の銅板であったとしても、その背後に社殿の維持管理上の経済的な要因だけでなく、瓦で屋根を葺かない古来の神社本殿の建築に対する高雲寺僧侶の対抗意識があった可能性があると推測している。そのため、屋根葺材の歴史の変遷を正確に把握することが重要であると考えている。

また、本稿では触れることができなかったが、社殿の維持管理上、必要な資金や労働力をいかに調達していたか、という点についても、今後、さらに史資料を収集し、考察を進めていきたい。

付記

本稿における三峯神社所蔵資料の調査と文面掲載は、三峯神社宮司中

山高嶺氏、秩父宮記念三峰山博物館館長朝日則安氏をはじめ、三峯神社の皆様よりご許可とご協力を頂戴いたしました。いつも変わらずご支援いただいている神社の皆様、心より御礼申し上げます。ほかに、本稿で取り上げた神社所蔵資料の解説については、江戸川区教育委員会学芸員樋口政則氏の教示を得ました。記して御礼申し上げます。

なお、本研究は、神道宗教学会第七十五回学術大会(二〇二一年十二月、オンライン開催)において行った個人発表「近世における三峯神社の造営―社殿建築の変遷とその背景―」の発表資料の一部を利用したものです。

註

(1) 三峯神社誌編纂室から『三峯山』の初版が発行されたのは昭和三十九年で、これは横山氏による『三峯神社史料集』及び『三峯神社日鑑』の編纂事業が着手される以前のことである。そのため、現在のように容易に翻刻された史資料を参照できる状況ではなかったと考えられる。このほか、建築の変遷を網羅的に取り上げた研究ではないが、明治三十九年(一九〇六)に発行された、石倉重雄著『三峯山誌』等の概説書では、本稿で取り上げる「看坊名代頼印等修復書上控」及び「拝殿随神門細工請取證文」の翻刻が掲載されている。

(2) 橋本政宣氏は、歴史資料上における「普請」という用語について、近世までは土木工事、作事を指すことが普通であったと思われるが、すでに文化年間の時点で「普請」が建築の意に使われていることを指摘している(橋本 二〇〇〇 二八五頁)。

(3) 本史料は、「横山 一九八四」に翻刻が掲載され、解題が付されているが、解題では覚書が封紙に包まれていることは記されていない。また、封紙ウハ書の翻刻も掲載されていないため、この箇所の翻刻は筆者による。

者による。

(4) 朝日則安氏によれば、現在の三峯神社の社殿は拝殿と幣殿が一体化され、その奥に本殿が建てられている(朝日 二〇一七)。

(5) 元良の名代、頼印は、一山の由緒の要項がまとめられた『三峯山観音院記録下書』に記されている、享保五年に一山へ入院し、境内の修復を行った日光法印と同一人物であると考えられる。同書によれば、日光は、享保五年三月十二日に三峰山へ入院した、と記されている。

(6) 建築学の研究においても同様に読まれている(木村・大木・渡辺 二〇一八)。

(7) 『三峯山観音院記録下書』では、「銅瓦」と記されているのみである。そのため、詳細な意匠は定かでないが、本瓦型の銅板か、棧瓦型の銅板であったと推測する。

(8) 宛所に記されている「御役人衆中」は、住持の代行職とも言える。小先役の役僧をはじめとした役人衆を指す。小先役について、西村敏也氏は、明和七年(一七七〇)七月に観音院住持日照が、自身の多病老衰と御用筋の繁多を理由に、役僧である覚峯院実栄と同峯蔵院良寛の二名に、配下修験に関する住持の職掌を移譲する小先役の補任を、聖護院へ申請したこと。しかし、早急な職務の移譲行為が配下修験から反発を買ひ、最終的に小先役は、実権をもたない書類上の代筆者の立場でしかなくなり、すべての文書は記名か、あるいは「役僧中」のみとなったことを論じている(西村 二〇〇九)。

(9) 「観宝任官上京日記」の文面をそのまま読むと、観宝は安政二年四月十日に執奏、同月十九日に僧正宣下を受けたことになる。しかし、本史料の解題において、横山氏は観宝の僧正宣下を安政三年のこととして書いている。安政二年十月二十一日に、聖護院役人岩室内記から一山へ差し出された書状「聖護院取次役岩室内記書状」(横山 一九八八 史料番号一七八―八五)の宛所に「観音院權僧正様」と記

されている点から、少なくとも安政二年四月十九日の時点では、観宝の僧官は権僧正であると解釈し、安政三年四月十九日の僧正宣下を採用したと推測される。ただ、一山から寺社奉行へ提出された文書控の差出人の箇所を見ると、安政二年三月の時点では「観音院権僧正」と記されているが、同年八月の書状では「観音院僧正」と記されている（横山 一九八八 史料番号一七八一八六）。この点から、筆者は安政二年四月十九日の僧正宣下を採用した。いづれにしても、弘化三年の時点では、観宝の僧官は権僧正であったと考えられる。

(10) この他に、屋根の形が切妻で、土壁を使用せず、装飾が質素な点を、古来の神社建築の特徴として取り上げている（伊東 一九四二 四〇三—四〇四頁）。

参考文献

- 朝日則安「三峯神社の歴史と」『眷属信仰』（Kano 〓 シント—神の道—）第二号、二〇一七年十二月。
- 伊東忠太『日本建築の研究 上』龍吟社、一九四二年。
- 江森泰吉『三峰大観』三峰神社社務所、一九一七年（初版・一九一六）。
- 大木研汰・加藤雅之・功刀悠・渡辺洋子「三峯神社の境内変遷に関する研究」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』二〇一九年九月）。
- 木村優花・大木研汰・渡辺洋子「一九三二—三峯神社本殿の復元研究—三峯神社社殿の研究—」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』二〇一八年九月）。
- 高橋俊雄「重要文化財二荒山神社本殿の変遷及び工法と塗装の特徴」（『建築史学』第七十四号、二〇二〇年三月）。
- 西村敏也『武州三峰山の歴史民俗学的研究』岩田書院、二〇〇九年。

- 橋本政宣「近世における地方神社の造営—越前鯖江の舟津神社本殿の再建—」（山本信史・東四柳史朗『社寺造営の政治史 神社史料研究会叢書第二輯』思文閣出版、二〇〇〇年）。
- 松尾恒一「両部神道遷宮儀礼考—御流神道を中心として—」（山本信史・東四柳史朗『社寺造営の政治史 神社史料研究会叢書第二輯』思文閣出版、二〇〇〇年）。
- 三浦正幸「神社本殿の分類と起源」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、二〇〇八年十二月）。
- 三峰神社誌編集室『三峯山』三峰神社社務所、一九六五年。
- 山口佳巳「広島県呉市大崎下島大長の宇津神社棟札」（『広島大学総合博物館研究報告』第三号、二〇一一年）。
- 横山晋一「埼玉県指定文化財、箭弓稲荷神社社殿の復元考察」（『日本建築学会技術報告集』第二十二巻、第五十二号、二〇一六年十月）。
- 横山晴夫校註『三峯神社史料集 第一巻』三峯神社社務所、一九八四年。
- 横山晴夫校註『三峯神社史料集 第二巻』三峯神社社務所、一九八六年。
- 横山晴夫校註『三峯神社史料集 第三巻』三峯神社社務所、一九八八年。
- 横山晴夫校註『三峯神社史料集 第七巻』三峯神社社務所、一九九八年。
- 横山晴夫校註『三峯神社日鑑 第一巻』三峯神社社務所、二〇〇一年。
- 横山晴夫校註『三峯神社日鑑 第四巻』三峯神社社務所、二〇〇三年。
- 横山晴夫校註『三峯神社日鑑 第六巻』三峯神社社務所、二〇〇四年。